

1 老朽県営住宅の整備の方向性と点検・補修について（答弁者：松本まちづくり部長）

本県では、平成23年12月に策定・公表した「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」におきまして、今後の県営住宅の整備・管理方針として「団地別・住棟別活用手法の考え方」を定め、判定カー図の形で分かりやすく示しております。

具体的に申し上げますと、県財政厳しき折、既存ストックについては、適時適切な修繕を行うことにより極力長寿命化を図っていくことを基本としつつ、昭和56年以降に新耐震基準で建設された概ね築30年以内の住宅は現状活用を原則とします。それ以前に建設した住宅については、老朽度、耐震性などの観点から、建替、集約、内外装等大規模な改修工事を行う候補団地を抽出します。そしてその中で、予算状況などに照らし、実施可能な事業量と緊急性を踏まえ整備の優先順位を決定していくこととしております。

なお、現行の第2次行革プランにおきましては、ご指摘のとおり25年度は建替400戸、改修250戸となっておりますが、今後は順次、今申し上げた考え方に基づきまして、県営住宅の計画的な整備が図られるよう努めてまいります。

入居者の方々への情報提供ですが、事業種別に応じまして、建替予定団地は、来年度から改定作業を進める「社会基盤整備プログラム」に位置づけて公表いたします。集約団地については、廃止予定年度の5～6年前には住民説明を開始いたします。内外装等大規模な改修工事については、予算が確保でき事業化が決定し次第、速やかに説明していくことによりまして、入居者の方々の不安の軽減に意を用いてまいりたいと考えております。

点検・補修については、限られた予算の中、外壁塗装、屋上防水等の修繕工事を優先的に実施し、安全・安心な住環境の確保に努めてまいります。また、指定管理者が、週1回団地内を巡回点検し、補修が必要な場合には緊急補修を実施するなど、引き続き住民ニーズに応じたきめ細やかな対応を行ってまいりますので、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

2 総合リハビリテーションセンターと連携した住宅の整備について（答弁者：井戸知事）

総合リハビリテーションセンターは、医学的リハビリに加えまして、社会的リハビリ、職業リハビリなど障害のある人の社会復帰に必要なサービスを総合的に提供するという考え方のもと、平成4年のリハビリテーション中央病院の開設に伴い、全県の中核施設として再編整備し今日に至っております。

その後、時代の要請に応じて、障害のある人の日常の社会復帰を支援する「自立生活訓練センター」、福祉技術の研究を行う「福祉のまちづくり研究所」、障害のある人の社会参加を促す「障害者スポーツ交流館」等を順次整備し、機能の拡充を図ってまいりました。

さらに、来年度、「ロボットリハビリテーションセンター」の充実により先進的な障害者の補助技術の導入を進めてまいります。

平成24年3月に策定しております「少子高齢社会福祉ビジョン」におきましても、今後の高齢化社会を見据えて、介護施設や障害福祉施設、医療施設とともに、多様なケアサービス付きの住宅が集積したまちづくりができていくことを将来の方向として示しました。

このような認識のもとに、ご指摘の玉津鉄筋住宅は老朽化が進んでおり、将来、建て替えを行わずに段階的に縮小することとしております。そして、県営住宅廃止後の土地の利用につきましては、

具体の住民ニーズ等の把握や近隣の状況を見極めながら、総合リハビリテーションセンターの持つ人材やノウハウを活用して、今後の事業展開、特に障害者用の特別養護老人ホーム、あるいは住宅サービスの拠点施設なども留意しながら、総合的な利用について検討していくこととしております。

ただ、いまだ段階的縮小の状況でありますし、住民の方々が住んでおられます。住民の方々にも理解を深め、将来方向を説明しながら慎重に進めてまいります。

### 3 アライグマの被害防除支援について（答弁者：井戸知事）

本県では平成18年度から市町が外来生物法に基づき実施するアライグマの捕獲・殺処分に対しまして、1/2の補助を行っています。平成23年度では約3,100頭を捕獲いたしました。

これまで、森林動物研究センターでは、市町や集落からの要請に基づき被害対策セミナーを毎年40回程度開催し、アライグマの生態や効果的な防護柵の設置方法、捕獲方法等について指導してきました。

平成23年度から、住民との協働による地域ぐるみの対策として、篠山市大山上地区での「住民参加型アライグマ排除モデル事業」に取り組んでいます。森林動物研究センターの指導に基づき、地域住民が捕獲実施隊を編成して、目撃情報を収集のうえ、ワナによる捕獲を実施しています。今年度は夏季を中心に30頭を捕獲し、累計捕獲数は49頭になりました。この結果、特産の大山スイカ等の農作物被害や屋根裏への侵入などの生活被害は発生しなくなっております。

この地域ぐるみの対策で大きな成果が得られましたため、平成25年度は、新たに現地指導員を全県民局に配置し、効率的な捕獲方法を地域住民に指導する「ストップ・ザ・獣害」を全県的に展開していきます。併せて、講習会を受講し市町に登録すれば、狩猟免許がなくても捕獲ができるという制度の周知徹底を図りまして、県、市町、地域住民が一体となり、さらなる捕獲拡大、被害軽減に取り組んでまいります。

### 4 青少年の健全育成について

#### (1) 学校と警察が連携した非行防止対策について（答弁者：大西教育長）

長年にわたりまして多くの教員は、児童生徒との人間的なふれあいと信頼に基づく指導によりまして、反省や立ち直りを求めてまいりました。こうしたこともあり、学校で発生した非行等の問題に警察がかかわることを避ける傾向にあったとのご批判は否定できません。しかしながら、昨今の非行の低年齢化や凶悪化・粗暴化等から、従前の指導では十分な対応ができない状況にあり、警察等との連携をより一層積極的に進める必要があるとこのように認識しております。

一方、警察におきましては、非行の未然防止や立ち直りを支援する少年サポートセンターを各地に設置していただいております。そこでは、学校の教員と日々児童生徒の非行に関する情報交換を行うなど、連携強化が図られているところです。

こうした状況の中で、警察と連携いたしまして、小・中・高等学校の6割以上の学校で警察職員を招聘した非行防止や交通安全に関する特別授業を実施しております。特に中学校では、約9割の学校で、薬物乱用などの非行防止教室を年間1回以上開催しているところです。また、地域の祭りやイベントの補導活動は現在そのほとんどが学校と警察が協力して実施しているところです。こうしたことを進めるため、9割以上の中学校で定期的に学校警察連絡協議会を開催するなど、日々、情報や行動の連携強化を進めているところです。

今後は、こういった基盤の上に立ちまして、学校内で発生したいじめや暴力行為が犯罪行為に

あたる可能性があることを改めて学校が認識し、子どもの安全確保が必要な場合には、ためらうことなく警察機関との連携を図ることを徹底します。更に、それらを進めるため、学校や地域、県のレベルにおきましても学校警察連絡協議会や教育委員会と警察の連絡会を開催するなど、しっかりと連携を深め、児童生徒の非行防止に努めてまいります。

## (2) 教師による生徒指導のあり方について（答弁者：大西教育長）

学校現場におきましては、体罰が決して許されないことは言うまでもありません。しかし、そのことによって教員が萎縮してはならないと考えております。生徒指導は、教師と子どもたちとの信頼関係を基盤に、社会性や道徳性・人間性を育む面からも、不正や反社会的行動に対しましては、その過ちやそれに対する責任をしっかりと自覚させる毅然とした指導、粘り強い指導が必要です。厳しく叱るべきときは厳しく叱り、そしてそのままではなくその後のフォローをしっかりと行うことが大切です。加えまして、問題行動の内容が深刻化する中、学校の秩序を壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為やいじめに対しましては、ためらわず出席停止や懲戒などの措置を採ることも必要です。

このため、県教育委員会では、各校に対しまして、日頃から児童生徒の規範意識を育む指導に加えまして、暴力行為等の問題行動に対して方針を示し、校内の共通理解を図ることを指導してきたところですが、なお一層の指導の充実を図っていきます。

今後、問題行動に対する指導や懲戒がどの程度まで許されるか、国の再生実行会議の議論や、近く出される国の通知も踏まえながら、懲戒・体罰の考え方を明確にし、生徒と直接向き合う教員が、過度に萎縮せず、自信をもって社会には秩序やルールがあることを自覚させる生徒指導に取り組めるよう支援してまいります。こうした取組を通じて、兵庫の子どもたちが、健やかに、たくましく成長し、「生きる力」を育む教育を進めてまいります。

## 5 太陽光発電による売電事業について（答弁者：井戸知事）

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、適正な利潤をインセンティブとしています。各種の大幅な導入に大きな役割を果たしていると考えられます。本県もこの制度を活用して太陽光発電の導入を進めております。

企業庁では、その保有用地のうち、ここ当分、当初用途どおりの処分や利用が期待できない土地や水道ダム堤体等の有効活用を図りますため、この太陽光発電事業を行うこととしています。実施にあたっては、県産木材を利用した木製架台の設置や学校等と連携した環境学習の場の提供など、地域貢献にも配慮してまいります。

この事業の利益の見込みは、試算上20年間を通じまして、年間2億8千万円程度と見込んでいます。その活用としては、水道ダムの本体等に設置した分につきましては、水道及び工水の老朽施設の更新財源に充てます。その他の設置分は、良質な宅地や産業用地の提供などに活用してまいります。

ひょうご環境創造協会では、年間7千万円程度と見込んでいますが、それを太陽光発電相談指導センターにおける相談体制の充実や、環境保全活動団体への助成の充実など協会の公益事業に活用します。

淡路島くにうみ協会では、1MWと規模的に大きな収益が見込まれる事業ではありません。現時点の一定の幅を持った前提条件による事業収支の試算では、若干の黒字が確保できる、あるいは多少の状況変化があつたとしても、少なくとも事業収支の均衡は確保できると見込んでいます。収益

があれば、あわじ環境未来島構想事業の推進など協会の設立趣旨に沿った事業に活用したいと考えています。

このように、得られる利益は、県民・事業者の環境保全活動の支援や地域活性化など、それぞれの団体の事業を通じて県民に還元していきたいと考えていますので、ご理解を頂きたいと思います。

## 6 草谷川の改修計画について（答弁者：濱田県土整備部長）

神戸市西区を源とし加古川に合流する草谷川ですが、平成16年度に策定いたしました河川整備計画に基づきまして、下流部の加古川市域で河床掘削などの計画的な改修に取り組みますとともに、中上流部の稲美町や神戸市域でも、上下流バランスに配慮して整備を進めてきたところです。

このうち神戸市域約3.3kmの区間では、稲美町境から上流約800mにつきまして、平成20年度までに、ほ場整備と併せまして河道の拡幅や護岸の整備などを完了しています。

残る最上流部の約2.5kmは、川幅が狭く複雑に蛇行しておりまして、計画的な改修には、用地買収を伴う河道の拡幅や線形の改良等の大規模な工事が必要となることに加えまして、川そのものが三木市との境界になってございまして、神戸・三木両市や地元との調整、こういったことの多くの課題がございまして。

このため、緊急を要する箇所から順次、現地の状況に応じた対策を進めることといたしまして、平成23年度には災害による崩壊箇所での護岸の整備を行いますとともに、これまでに堤防の嵩上げによる局所的な越水対策等を実施してきたところです。来年度、平成25年度につきましても引き続き「地域の河川緊急改善事業」によりまして、湾曲部の脆弱な箇所等で護岸の補強を実施してまいります。

今後とも、これらの対策による効果や地元の意見も踏まえながら、計画的な改修につきましてその内容や進め方等を検討いたします。また併せまして地域のニーズに応じて速効性のあるきめ細やかな治水対策を優先して取り組みまして、草谷川沿川の安全・安心が早期に確保されるよう取り組んでまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。